

「名古屋城天守復元60周年祭」 主催者からのご挨拶

本日はご多忙中、私共主催の「名古屋城天守復元60周年祭」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。ぜひ今宵は皆様とともに、60年という永きに渡り名古屋の街を見守り続けてくれている名古屋城に感謝を捧げるとともに、今なお色褪せないその威容を堪能したいと思います。

式次第

- ・開会のことば
- ・ゲストスピーチ
赤羽一郎氏（前名古屋市文化財調査委員会委員長・元愛知淑徳大学講師）
- ・歌の披露
- ・フリースピーチ（来場者の皆様から）
- ・閉会のことば
（会終了は19：40をめどとさせていただきます）



名古屋城天守の有形文化財登録を求める会
会のHP : <http://bit.do/Ncastle>

会の運営は寄付によって支えられております。
ご理解いただきまして活動費のご寄付を頂けるようお願い申し上げます。

【振込先】 ゆうちょ銀行：名古屋城天守の有形文化財登録を求める市民の会

<ゆうちょ銀行からの振り込みの場合>

記号：12040

番号：22897961

<他金融機関からの振り込みの場合>

店名：二〇八（二ゼロ八チ）

店番：208

預金種目：普通預金

口座番号：2289796

古城（鯨城）

作詞 高田廣司

① 蕙（いらか）の 青に 壁白く

輝く鱗（うろこ） 金の鯨

希望と夢を 空に見て

ああ 仰げばゆかし 天守閣

② 二度と燃やさぬ その決意

込めて築いた 大天守

大都名古屋の 行く道を

ああ 今日も見守る 天守閣

③ 万朶（ばんだ）の桜^{ハナ}に 抱（いだ）かれて

聳（そび）ゆる やぐら 天を指す

尾張 名古屋の こし方（かた）を

ああ 未来につなぐ 天守閣

④ ノミ^{カト} 跡残^{シズミ}る石積み^{イシツミ}を

静かに^{シズカニ} 映^{ウツ}す堀の水

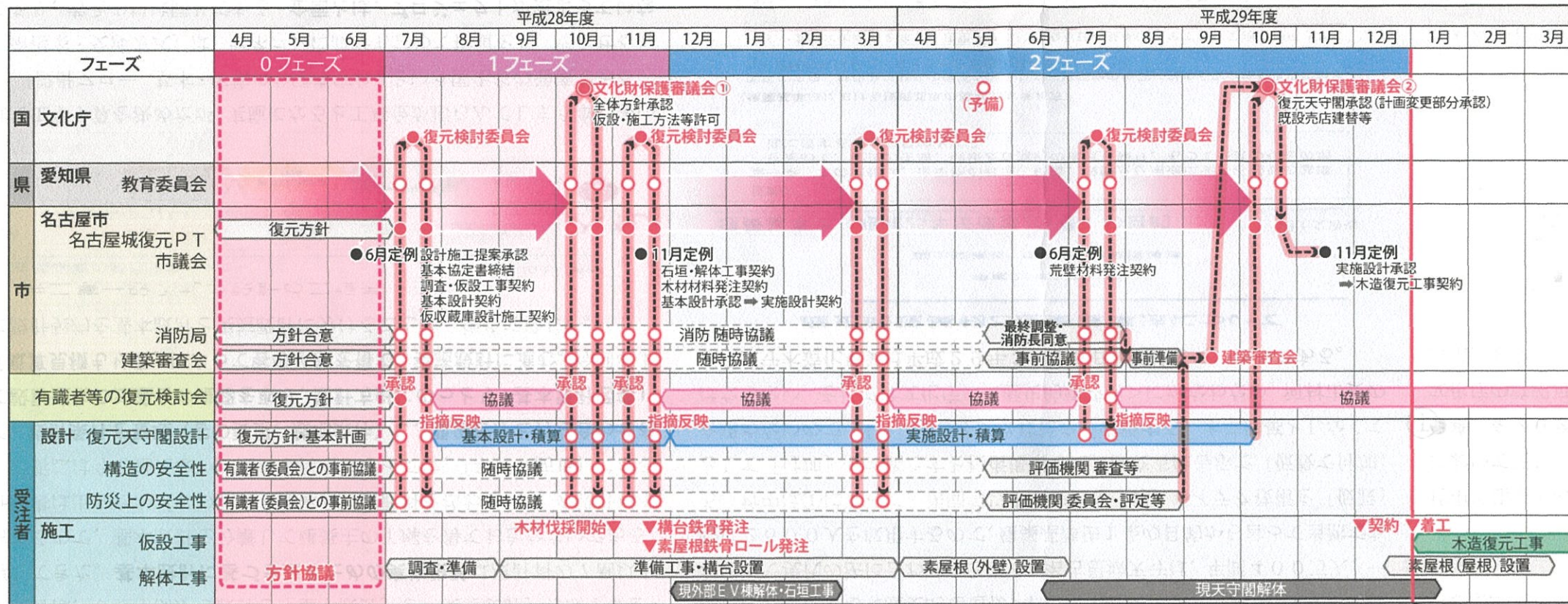
流^ナれり雲を友として

ああ いと^イり たたづ^ツむ 天守閣

（元歌は 三橋美智也 古城）

実現性のある許認可・契約スケジュールに則り、各協議事項を適切に推進することで史実に忠実な木造復元を行います

1 木造復元天守閣の平成32年7月31日竣工実現に必要な発注・契約と文化庁協議・承認の緻密なスケジュール計画



	0フェーズ: 方針協議、全体計画の確認	1フェーズ: 基本設計、仮設・施工計画、既存天守解体の承認	2フェーズ: 実施設計の承認
文化財保護審議会・復元検討委員会	事前協議 現状変更許可申請 等	文化財保護審議会(平成28年10月開催予定) 復元検討委員会協議 全体計画・方針の確認 基本計画、仕様等確認 構造計画承認(基礎、地下RC躯体等) 現天守閣の地中も含めた価値の検証 防災設備・バリアフリー設備のグレード設定 等	(平成29年10月開催予定) 復元天守閣の工事承認 構造計画(耐震要素、ディテール等) 付加する現代技術の仕様・ディテール 復元天守閣維持管理 現天守閣構造展示方法 等
現状変更許可申請	石垣調査・地盤調査ボーリング許可 等	準備工事(掘埋立、樹木伐採等) 仮設工事(仮設構台、素屋根設置を含む) 現外部E V棟・本丸御殿スロープの解体、現天守の解体 石垣の保存・改修方針確認 等	既存売店の建替え計画 本丸御殿スロープ復旧 等
名古屋市、評価機関等(有識者・委員会)	基本協定締結 復元方針決定 消防局、防災設備協議 建築指導課協議(建築基準法第3条適用協議) 構造安全性審査委員会等協議 有識者(委員会)との防災計画協議、防災計画評価委員会等協議 バリアフリー設備・ユニバーサルデザイン協議 等	基本設計承認・実施設計開始 各種協議継続 等	実施設計承認 消防長の同意 構造安全性審査等 防災計画評価等 建築審査会の同意(平成29年9月予定) 等

※1: 0フェーズにおける文化財保護審議会との協議、復元方針合意のための集中協議等には本提案書及び審査の追加資料をもとに行われることを前提とします。
 ※2: 文化庁復元検討委員会の開催時期は想定によるものです。 ※3: 協議事項の承認・許可時期について協議・調査等により変更となる場合があります。

天守閣整備にあたって克服すべき課題 名古屋市の強力な推進のもと、ステークホルダーの皆様のご協力を前提に、復元を実現します

文化財保護審議会でのタイムリーな協議・承認

平成28年10月開催予定の文化財保護審議会での復元計画の全体方針と仮設・施工計画が承認・許可されることを工程順守の前提としています。

設計・施工のタイムリーな発注と契約

仮設工事、解体工事、天守閣木造復元工事、材料発注等の施工ステップに合わせた契約をタイムリーにさせていただき、文化庁協議の進展にかかわらず議会で予算承認等必要な手続きをしていただけることを前提としています。
 調査・基本設計・実施設計等についても同様と考えます。

名古屋市建築審査会・消防長の同意

構造・防火避難の安全性に関する対策技術の適用は建築審査会のみでなく、復元検討委員会・防災性能委員会・消防局等との協議・承認が必要になります。当初に関係機関と基本方針の合意形成ができることがスケジュール順守の前提となります。

※4: 「仮収蔵庫」「ユニバーサル・ステーション(売店建替え)」の建設工事には計画通知を予定しています。その他仮設構台・素屋根等については計画通知等が不要であることが、平成32年7月31日竣工の前提としています。

2 協議スケジュールを実現するための体制構築

1 文化庁協議を推進する 名古屋市部局横断型チームの組成提案

本事業の実現には、設計と工事の契約・発注を早期にいただく必要があります。特に、文化庁協議において復元天守閣の計画の協議と、現状変更許可の協議が同時進行となるため、協議をスムーズに行う市の体制構築がポイントとなります。
 名古屋市が内部組織として部局横断型チーム(以下、名古屋市名古屋城復元プロジェクトチーム)を組成することで、文化庁との協議・折衝を一元的に行うことが可能となります。

2 名古屋城復元プロジェクトチームへの全面支援

弊社は設計チームに参画する[]や[]と連携し、名古屋市名古屋城復元プロジェクトチーム(PT)が行う文化庁協議を全面的に支援します。

3 必要な各種協議と諸手続きへの対応

名古屋市から求められる必要な協議・手続きに対して、弊社は迅速に対応します。

1 「有識者等の復元検討会」の開催

優先交渉権決定後、市と協議の上、直ちに開催に向けた準備を行います。

2 市議会への対応

必要に応じて市議会の承認が得られるよう、事前協議・資料等を用意します。

3 建築審査会や市消防長とのスムーズな同意

建築審査会で、復元天守閣に対する建築基準法第3条の適用が実施されるよう、事前協議や必要な審査・評定等の取得を含め準備・作業します。

【協議・審査を予定している法令等】

- 消防法施行令第32条による消防長の同意(消防法、市火災予防条例)
- 「個別建築物の構造安全性審査」[]等
- 「防災性能委員会」[]等

4 防災性能水準の妥当性について

防災上の安全性に関する要求水準の設定及び確保には高度な協議・検証が必要です。

1 防災性能に関する有識者・委員会との協議

指定評価機関でもある[]の防災性能委員会等を活用しながら、有識者とともに復元天守閣における妥当な防災性能の検証を予定しています。
 超高層、大空間建築物の防災計画策定経験者である弊社技術研究所防火グループ及び設計本部所属の専門スタッフが協議にあたります。

2 弊社技術研究所での防災実験等の実施

コンピュータシミュレーション、大天守模型などを用いた模擬火災実験などにより、ビジュアルな方法での煙の伝搬・降下時間と避難時間の検証を予定しています。
 必要に応じて防災設備メーカーとの共同実験・共同開発も実施します。

市は言う「告示15号は、業務報酬（設計料）を定める建築士法25条を標準業務で示したに過ぎない。」への反証。

●国交省 告示15号「法令上の関係機関との打ち合わせ」は、「基本設計で必要な範囲」が、「実施設計で必要な範囲となるだけであり、基本設計と実施設計の違いを理解していないと、告示が意味不明になる。

設計に関する標準業務		
■基本設計に関する標準業務		
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	前置条件や設備標準の水準など建築主から提示されるものを整理する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確もしくは不適切な場合、建築主と協議し、必要に応じて変更を行う。
	(iii) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に際して法令及び関係機関との打ち合わせを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ	(iv) 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電気の供給状況の調査を行う。
(4) 基本設計方針の策定	(v) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検討を通じて、その上で業務類型・業務工程等を定める。
	(vi) 基本設計方針の策定	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に提示する。
(5) 基本設計図書の内容	(vii) 基本設計図書の内容	基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算見積書の作成	(viii) 概算見積書の作成	基本設計図書の内容に基づき、概算見積書を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	(ix) 基本設計内容の建築主への説明等	基本設計の内容を建築主に説明し、必要に応じて打ち合わせを行う。

●国交省は、50年前から設計を「基本設計」と「実施設計」に分ける事を指導してきた。基本設計に基づき造るための実施設計は設計料の7割以上を占めるので、基本設計を分離して建築主の理解を得ておきなさいである。設計図書は出来たが「私の意図とは違う。設計料を払わない。」の設計料不払いの訴訟は今も絶えない。設計事務所にとっては、「手戻り防止」になるので、設計条件を整理（客の要望、敷地条件）し、関係官庁と打ち合わせをして設計建物の法適合の確認を取り、設計方針ののっとり「基本設計図書」と「概算見積もり書」によって客の理解を得て、実施設計に進む。今回のように設計契約を基本設計と実施設計に分けることは、極めて珍しい。



企画で工事予算を決めたが、実施になると工事金が膨らんでしまう事が多いので、「設計フロー、基本・実施の分離を守れ」という国土省の通達である。「技術提案・交渉方式」は、ゼネコンに設計も含めて指値をし、守らせるものであり、考えの根は同じである。企画とは、プロジェクトが定まっていな段階を指す。土木事業では「構想」をよく使う。

③ 訴訟の取り組み方針

- 原告は、法に素人である。建築設計にも素人である。
- 原告は「竹中は基本設計できていないのに、市は全額8億4千万円余を払った。」と思って訴点を指摘しているのに、名古屋市は「基本設計の内容はこれこれ」と、黒塗りを剥がして原告に証明しないといけない。通常とは逆なのである。
- 被告に故意・過失があったことを証明するのは難しい。黒塗りが裁判官によって剥がされても、まだまだ原告・裁判官共に建築素人どうしではまだ難しい。そこで、市の言い分に反証するこのシートの内容を重要視する。

名古屋市のゼネコンコンペの「前提」は③の「建築基準法3条4号1項の認定：法適除外を条件とする」であった。具体的に市長が言う「空襲で燃えた国宝名古屋城天守を、史跡の上に木造で史実に忠実に復元する。文化庁も名古屋城は資料が豊富であり復元検討委員会の内規<歴史的建造物>にかなうと言っている。本物の国宝だから、建築基準法の適用除外とする。」と。

●平成29年3月25日 国土交通省 住宅局建築指導課 「歴史的建築物を建築基準法について」 甲29号証とする。建築基準法3条1項3号において「歴史的建築物」を定義し、建築審査会の同意をもって法適用除外と出来るとする通達であるが、その前文であえて、文化庁の規定する<歴史的建造物>は、新築のレプリカであり、文化財ではないので現代の法に合わせよとある。名古屋城天守は、年間400万人、一時に2500人を収用するので、建築基準法1条の目的から言って当然である。竹中は①によって、法同等以上の安全を「青」ハイテク技術を「仮設」として「付加」して満たすと技術提案した。国交省は告示で「仮設で付加」を認めないので、「青」のハイテク技術を「常設する」木造建築としなくてはならない。それでは文化庁の<歴史的建造物>にかなわない。河村市長の願う天守木造化事業は平成29年3月25日に頓挫していたのである。

歴史的建築物と建築基準法について

平成29年3月25日
国土交通省 住宅局 建築指導課

建築基準法（昭和25年法律第201号）の目的

（目的）
第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

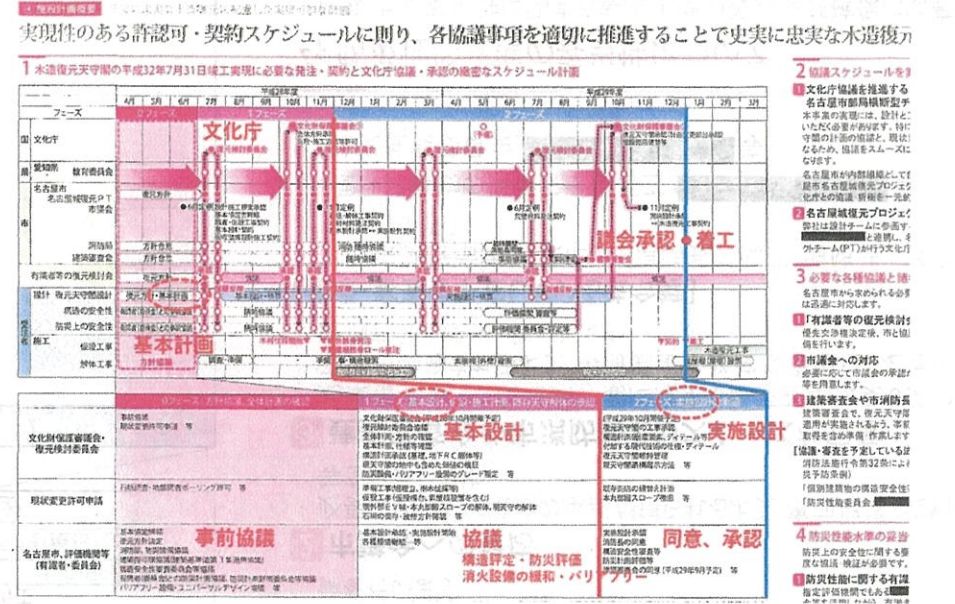
（建築基準法における技術基準の基本的な考え方）

- 国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保など、遵守すべき最低の基準を定めている。
- 国宝や重要文化財等を除き、建築基準法に定める技術基準は、全ての建築物に適用されている。
- 建築する建築物が建築基準法に適合しているかどうかは、建築主事等が行う建築確認・検査の手続きによって担保される。したがって、建築主事等が適確な審査を実施できるよう、建築基準法の技術基準は、事前に明らかにされていなければならない。

市は言う「文化庁審議会がOKとなるまでが基本設計というのはスケジュール感を示したものに過ぎない。」への反証。

●平成28年3月竹中「技術提案書」の中の 許認可・契約（基本設計と実施設計）スケジュールと、関係機関との協議項目

竹中は、名古屋市との殴り合いに向けて、このページが盾にも剣にもなる請負契約の要になるので隠蔽できない。文化庁復元検討委員会からのOKがないので今もって基本設計は終わっていないどころか、名古屋市は「木造天守の実現」を担保できておらず、基本設計もスタートできていない状態である。具体的には基本計画図が確定しておらず、各種協議ができない。



竹中は建築士の説明責任（建築士法18条、24条の7）業務報酬（25条）において反している。竹中は設計料を返却しなくてはならない。

●竣工を2022年末とした修正工程表

文化庁の許認可がスケジュールを決めるのは変わらない。昨年10月で竣工は果たせなくなった。竹中は材木代22億円を返却しなくてはならない。

